

和歌山県における措置内容の方針

○県民・事業者への要請のうち主なもの (1) 飲食店等への営業時間短縮等

	営業時間 酒類提供	人数制限
認証店 ※①②を 選択	① 5時～21時 酒類提供 20時まで	同一グループ 同一テーブルで 4人以下
	② 5時～20時 終日酒類提供不可	※県に制度適用を 登録した事業者が 対象者全員検査を 実施した場合は 5人以上も可能
非認証店	5時～20時 終日酒類提供不可	同一グループ 同一テーブルで 4人以下